

○厚生労働省令第九十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十五日

厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第四十三号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 ニ―（ニ―メトキシフェニル）――（―ペンチル―H―インドール―三―イル）エタノン

及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十五号とし、第三十一号から第四十号までを四号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 一―(二―フルオロフェニル)―N―メチルプロパン―ニ―アミン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十二号とし、第二十八号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 (二―ブチル―H―インドール―三―イル) (ナフタレン―一―イル) メタノン及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十九号とし、第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 一―(二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類

二十五 二―(二・四・五―トリクロロ―三・六―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。